

四日市市上下水道局告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者について、同条第2項の規定により次のとおり水道料金及び下水道使用料の指定納付受託者を指定したので、四日市市水道事業会計規程（平成5年四日市市水道局管理規程第4号）第8条の2の規定及び四日市市下水道事業会計規程（平成17年四日市市上下水道局管理規程第4号）第6条の2の規定に基づき、告示する。

なお、指定納付受託者（令和5年四日市市上下水道局告示第14号）は廃止する。

令和6年3月8日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

1 指定納付受託者の指定を受けた者

名称 株式会社エフレジ

所在地 大阪府大阪市北区大深町4番20号グランフロント大阪タワーA

2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

水道料金及び下水道使用料

3 指定納付受託者として指定した日

令和5年9月21日

4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

（上下水道局管理部お客様センター）